

令和4年度 査察の概要

○ 過去5年間で最多となる41件を告発

令和4年度は、41件の査察事案を検察庁に告発しました。告発率は80.4%と高水準を維持しています。

また、脱税総額（告発分）は49億円です。

1 着手・処理・告発件数、告発率の状況

項目	年度	平成	令和			
		30	元	2	3	4
着手件数		51件	52件	35件	36件	51件
処理件数(A)		58	58	35	27	51
	告発件数(B)	35	37	30	21	41
		%	%	%	%	%
	告発率(B/A)	60.3	63.8	85.7	77.8	80.4

2 脱税額の状況

項目	年度	平成	令和			
		30	元	2	3	4
脱税額	総額	5,743百万円	4,710百万円	2,995百万円	2,636百万円	5,613百万円
	同上1件当たり	99	81	86	98	110
	告発分	4,790	2,998	2,564	2,419	4,857
	同上1件当たり	137	81	85	115	118

(注) 脱税額には加算税額を含む。

3 重点事案への取組

【告発件数】

区分	年度	平成	令和			
		30	元	2	3	4
消費税事案		内6件 12	内2件 7	内4件 6	内3件 7	内9件 14
無申告事案		内3 6	内2 5	内1 2	内3 4	内3 4
国際事案		10	13	11	7	9
合計		28	25	19	18	27

(注) 消費税事案欄の内書は、不正受還付事案の件数である。

無申告事案欄の内書は、単純無申告は脱事案の件数である。

4 税目別告発事案の推移

(1) 税目別の告発件数

区分 \ 年度	平成 30	令和 元	2	3	4
所得税	2件	1件	2件	2件	5件
法人税	18	29	22	12	21
相続税	0	0	0	0	0
消費税	内6 12	内2 7	内4 6	内3 7	内9 14
源泉所得税	3	0	0	0	1
合計	35	37	30	21	41

(注) 消費税欄の内書は消費税受還付事案（ほ脱犯との併合事案を含む。）の告発件数である。

(2) 税目別の脱税額

区分 \ 年度	平成 30	令和 元	2	3	4
所得税	百万円 269	百万円 89	百万円 301	百万円 144	百万円 860
法人税	1,825	2,552	1,643	1,655	2,469
相続税	0	0	0	0	0
消費税	2,502	357	620	620	1,506
源泉所得税	194	0	0	0	22
合計	4,790	2,998	2,564	2,419	4,857

(注) 脱税額には加算税額を含む。

5 告発の多かった業種

令和2		3		4	
業種	者数	業種	者数	業種	者数
不動産業	9	建設業	5	建設業	8
建設業	3	特殊浴場	2	不動産業	6

(注) 同一の納税者が複数の税目で告発されている場合は1者としてカウントしている。

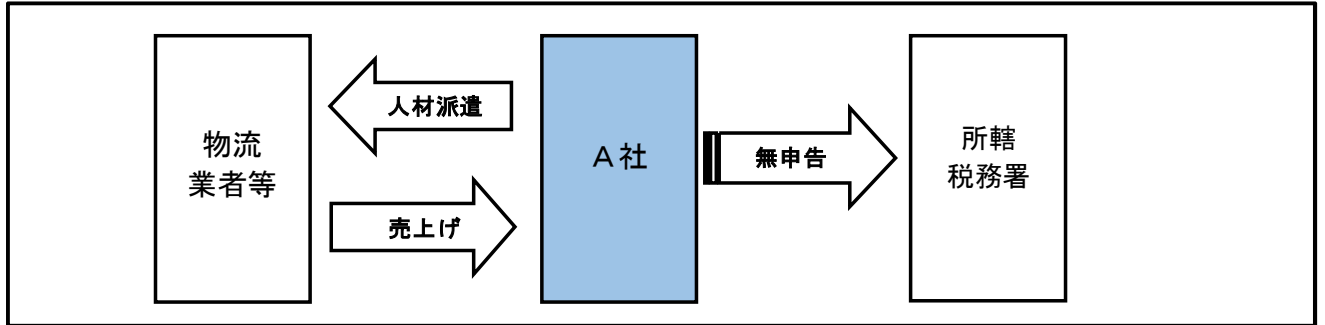
6 告発事例

事例1 消費税の単純無申告ほ脱事案を告発

貨物荷さばき業による売上げに係る消費税について、確定申告を行わず故意に納税を免れていた単純無申告ほ脱事案を告発しました。

【事例】

A社は、物流業者等への人材派遣、貨物荷さばきを請け負っている法人ですが、代表者は消費税の申告義務を認識していたにもかかわらず、消費税の申告書を提出しないまま法定納期限を徒過させ、消費税を免れていました。

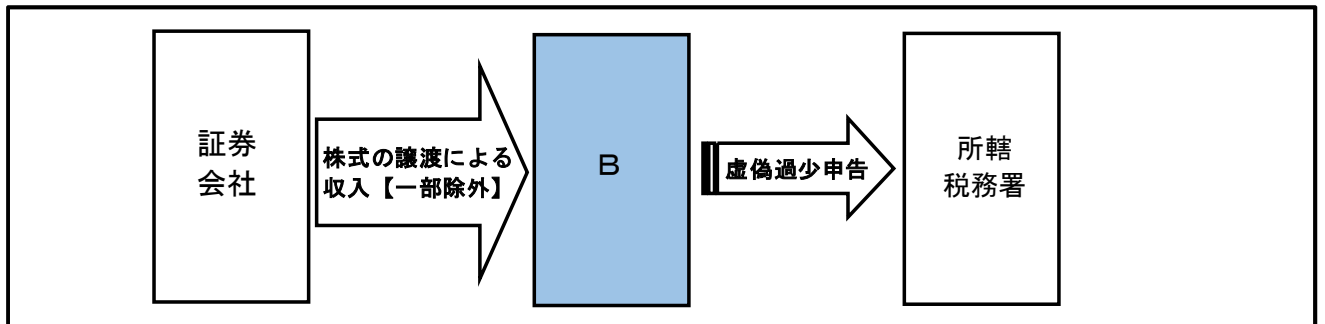


事例2 株式の譲渡による収入の一部を除外した所得税事案を告発

自身が所有していた株式の譲渡による収入の一部を除外していた所得税ほ脱事案を告発しました。

【事例】

Bは、企業の買収に関するコンサルティング業等を目的とする法人の取締役を務めていた者ですが、自身が所有していた同法人株式の譲渡による収入の一部を除外する方法により、所得税を免れていました。

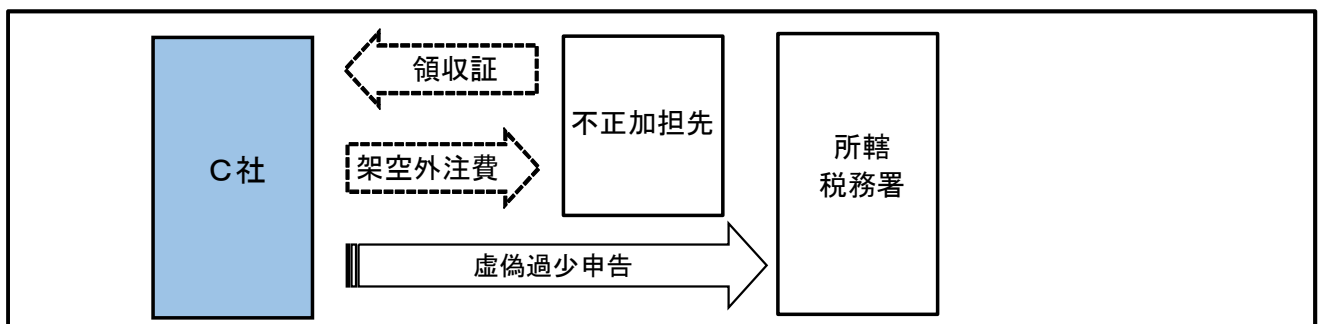


事例3 不正加担先に架空外注費を計上した法人税事案を告発

不正加担先に虚偽の領収証を作成させ、架空の外注費を計上する方法により所得を秘匿し、法人税を免れていたエアコン等設置業者を告発しました。

【事例】

C社は、エアコンの設置工事等を行っている法人ですが、代表者は取引事実がないにもかかわらず、不正加担先に虚偽の領収証を作成させ、架空の外注費を計上する方法により、所得を秘匿し、法人税を免れていました。



7 査察事件の一審判決の状況

項目 年度	①判決 件数	②有罪 件数	有罪率 (②/①) %	実刑判決 人数	③1件当 り犯則税額 百万円	④1人当 り懲役月数 月	⑤1人(社) 当たり罰金額 百万円
令和 2	内0 32	内0 32	100.0	内0 3	71	18.2	21
3	内0 32	内0 32	100.0	内0 1	98	17.9	16
4	内0 19	内0 19	100.0	内0 0	55	14.4	13

(注) 1 表中の内書は他の犯罪との併合事件を示している。

2 ③～⑤は他の犯罪との併合事件を除いてカウントしている。